

平成 26 年 6 月 9 日  
官民競争入札等監理委員会

第 134 回官民競争入札等監理委員会  
官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業の評価（案）について、本委員会運営規則第 3 条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○ 事業の評価（案）について

（１）「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号。以下、「法」という。）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。

- 永田町合同庁舎の管理・運營業務（資料 2-1 及び 2-2）

（２）同指針に基づき、新プロセスへの移行を了承することとし、次期事業の実施要項については、内閣府への提出をもって法第 14 条第 5 項に基づく本委員会の議を経たものとみなす事業。

- 総務省情報通信政策研究所施設の管理・運營業務（資料 1-1 及び 1-2）
- （独）日本貿易振興機構コンピュータシステム運用管理業務（資料 3-1 及び 3-2）
- 経済産業省企業活動基本調査（資料 4-1 及び 4-2）

以上